輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第六条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第二十四条第二号中「及び第三号」を削る。

第三十条の次に次の一条を加える。

（提出物件の留置き、返還等）

第三十条の二　国税通則法施行令第三十条の三（提出物件の留置き、返還等）の規定は、法第二十二条第二項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

附　則

この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

財務大臣　安住　淳

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百八十五号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第五条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（提出物件の留置き、返還等）

第十条　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三十条の三の規定は、法第五条第二項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

附　則

この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

財務大臣　安住　淳

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百八十六号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十五号）の施行に伴い、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の四」を「第三十五条の四の三」に、「第四十条・第四十一条」を「第四十条―第四十一条」に、「第七節の二　軽油引取税（第四十三条―第四十三条の二十）　第八節　自動車税（第四十四条・第四十五条）　第九節　道府県法定外普通税（第四十五条の二―第四十五条の二の四）」を「第八節　自動車税（第四十四条・第四十五条）　第九節　道府県法定外普通税（第四十五条の二―第四十五条の二の四）　第十節　軽油引取税（第四十三条―第四十三条の二十）　第十一節　鉱区税（第四十四条―第四十四条の三）　第十二節　道府県法定外普通税（第四十五条の二―第四十五条の二の五）」に、「第二節　固定資産税（第四十九条―第五十二条の十七）」に、「第五十四条―第五十四条の十一」を「第五十三条の八―第五十四条の十一」に、「第三章の二及び第三章の三　削除」を「第三章の二　狩猟税（第五十五条）」に、「第五十六条の十三の二・第五十六条の十三の三」を「第五十六条の十一―第五十六条の十三」に改める。

第七条の四の六の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の道府県民税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第七条の四の七　道府県の徴税吏員は、法第二十六条第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2　道府県の徴税吏員は、法第二十六条第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3　道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第七条の十九第七項中「（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を削る。

第八条の六第一項、第二項第一号及び第六項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。

第八条の九第一項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同条第二項第一号中「、第四十二条の五の二第五項」、「、第四十二条の七第七項」、「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削る。

第八条の十第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。

第八条の十二第一項中「第五十七条第五項」を「第五十七条第六項」に改め、「同条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項中「含むものとする」を「含むものとし、同条第三項の規定によりないものとされたものを含まないものとする」に改め、同条第四項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第八条の十三第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。

第八条の十四中「第五十七条第八項第一号」を「第五十七条第九項第一号」に改める。

第八条の十五中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改める。

第八条の十六中「七年以内」を「九年以内」に、「合併法人等七年前事業年度等開始日」を「合併法人等九年前事業年度等開始日」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に、「被合併法人等七年前事業年度開始日」を「被合併法人等九年前事業年度開始日」に改める。

第八条の十七第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。